



市区町村番号, 基本調査区番号, 商店番号

大規模小売店番号, 識別番号, 産業分類, 甲乙

この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。

1. 商店名及び所在地, 2. 商店の本支店別, 3. 経営組織及び資本金額又は出資金額, 4. 商店の開設年, 5. 従業者数, 6. 年間商品販売額の販売方法別割合

7. 年間商品販売額等, 8. 商品手持額, 9. 営業形態, 10. 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合, 11. 売場面積, 12. 開店時刻及び閉店時刻

以下の項目は、法人商店のみ記入してください。（個人商店は記入する必要がありません。）

13. 年間商品仕入額の仕入先別割合, 14. 年間商品販売額のうち卸販売額の商品販売先別割合, 15. 本店（本社）の事業

16. 企業の店舗数等, 1. 企業全体の業種区分, 2. 商業店舗数（本店を含む）, 3. 従業者総数（有給役員を含む）, 4. 年間商品販売総額, 5. 年間営業費総額

備考

本票について照会を受けた場合に回答できる人の氏名, 申告者（商店の代表者）の記名及び押印

通商産業省